

店頭外国為替証拠金取引約款【みんなのFX・みんなのシストレ】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引約款 【みんなのFX・みんなのシストレ】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条～第4条 (省略)</p> <p>第5条(取引における証拠金) お客様は、本約款取引において、当社が定めた証拠金率により計算した必要証拠金以上の金額を証拠金として、本約款取引を行うに先立ち、当社の指定する方法により「FX口座」又は「シストレ口座」に預託するものとします。</p> <p>2. 当社は、本約款取引において、当社が定めた証拠金率により計算した維持証拠金以上の金額を、お客様の保有する建玉に対し徴求するものとし、お客様はこれを承諾するものとします。</p> <p>3. お客様は、本約款取引において、同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に保有すること(以下、「両建取引」といいます。)ができるものとします。両建取引における必要証拠金及び維持証拠金は、各通貨ペアの売建玉の合計と買建玉の合計の両方に対して算出した額のうち、高い方とします。なお、<u>両建取引は、お客様にとってスプレッドを二重に負担することや支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等、経済合理性を欠くおそれがあることについて、お客様はこれを予め承諾するものとします。</u></p> <p>4. 当社は、本約款取引において、経済情勢等の変化に伴い、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により証拠金維持率を変更できるものとします。</p> <p>5. 前項の変更を行った場合、当社は、お客様が変更前から保有する建玉の証拠金に対しても、原則として変更後の証拠金維持率を即時に適用するものとし、お客様はこれを予め承諾するものとします。</p> <p>第6条～第42条 (省略)</p> <p>平成31年3月23日 改訂</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引約款 【みんなのFX・みんなのシストレ】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条～第4条 (省略)</p> <p>第5条(取引における証拠金) お客様は、本約款取引において、当社が定めた証拠金率により計算した必要証拠金以上の金額を証拠金として、本約款取引を行うに先立ち、当社の指定する方法により「FX口座」又は「シストレ口座」に預託するものとします。</p> <p>2. 当社は、本約款取引において、当社が定めた証拠金率により計算した維持証拠金以上の金額を、お客様の保有する建玉に対し徴求するものとし、お客様はこれを承諾するものとします。</p> <p>3. お客様は、本約款取引において、同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に保有すること(以下、「両建取引」といいます。)ができるものとします。両建取引における必要証拠金及び維持証拠金は、「みんなのFX」の場合、各通貨ペアの売建玉の合計と買建玉の合計の両方に対して算出した額のうち、高い方とし、「みんなのシストレ」の場合、各通貨ペアの売建玉の合計と買建玉の合計の両方に対して算出し、これを合計するものとします。なお、<u>両建取引は、お客様にとってスプレッド、必要証拠金及び維持証拠金(必要証拠金及び維持証拠金については「みんなのシストレ」に限る。)を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等、経済合理性を欠くおそれがあることについて、お客様はこれを予め承諾するものとします。</u></p> <p>4. 当社は、本約款取引において、経済情勢等の変化に伴い、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により証拠金維持率を変更できるものとします。</p> <p>5. 前項の変更を行った場合、当社は、お客様が変更前から保有する建玉の証拠金に対しても、原則として変更後の証拠金維持率を即時に適用するものとし、お客様はこれを予め承諾するものとします。</p> <p>第6条～第42条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>